

くまもと歴史まちづくり計画(素案)についてのご意見・ご提案

氏名	NPO法人 熊本まちなみトラスト 理事長 伊藤 重剛
住所	熊本中央区京町1-8-24
電話番号	096-326-6611

※氏名、連絡先等は一切公表いたしません。

素案の ページ番号	ご意見・ご提案等
	<p>くまもと歴史まちづくり計画案作成が進展し、担当課の皆様のご苦勞に感謝いたします。長年会員と一緒に「まちの記憶の継承」をコンセプトに、熊本のまちづくりに携わってきた市民団体として、歴史を中心にまちづくりをするという計画が、市の政策として実現の運びとなることは、大きな喜びであります。</p> <p>今回のパブリックコメント募集について、NPO 法人「熊本まちなみトラスト」としては、全体的な内容として以下の4点を提案いたします。</p> <p>なお、個別の内容は会員各自から提案いただくよう依頼しておりますので、別途個人名での提出があります。よろしくご検討いただきますようお願いいたします。</p>
P1-7	<p>1) 法制度上での役割分担と位置づけ</p> <p>歴まち法による都市整備を推進する際にはその他の法制度による都市整備との役割分担を整理しておく必要があると考えます。</p> <p>文化財保護法－歴まち法、都市計画法－景観法－景観条例、都市計画法－中心市街地活性化法などの法体系に基づく国の(縦割りの)制度をうまく使いこなして、総合的に効果のある施策を行っていくうえで、歴まち法の位置づけに関して1章設ける必要があるのではないのでしょうか。</p> <p>特に、景観条例とは密接に関連するので、景観条例の運用方針と歴史まちづくりによる都市整備との関連については少し詳しく記述する必要があると考えます。</p> <p>「はじめに」は、この計画の背景と策定者の基本的認識を記述すべきところと考えます。</p> <p>一方「新しい都市整備と歴史文化保存の調和」という視点が弱いと思います。歴史的風致を維持向上させるためには、そこに暮らす人々の安全安心な暮らしと歴史的景観の両立があってこそだと思います。安全で暮らしやすい新しい都市整備との協調、熊本の場合は防災面からの視点が特に重要ではないのでしょうか。</p>

<p>P8-P228</p>	<p>2) 地域の歴史的風致の記述の正確性</p> <p>「第1章 熊本市の歴史的風致の背景」は計画の背景となる熊本市の自然、歴史、文化などの環境、「第2章 熊本市の維持・向上すべき歴史的風致」は対象となるそれぞれの地域の歴史的風致について述べられています。これらは計画の前提条件にあたる章で、以降の章立てにある計画を支える章です。そのため内容は、計画の信頼性を担保するために真実性が求められます。また計画が行政資料であるので、記述の正確性が求められます。</p> <p>しかし、現案は『新熊本市史』をはじめとするこれまで熊本市が積み上げてきた学問的成果を反映していません。明らかな誤認や過去の歴史認識、特定の価値観に基づく記述、あるいは加藤清正信仰に基づく伝承などがさも真実のように記されている箇所などが多々認められ、記載内容が極めて不正確で、記述の根拠が明らかではありません。明らかな誤記、誤伝、誤認や現在では通用しない過去の歴史通念、特定の価値観に基づく記述が目立っています。</p> <p>現在はネット等で情報は氾濫し、誰もが玉石混淆の様々なレベルの情報を検索できる時代になっています。原案のように明らかな誤記がさも真実のように記されていると、熊本市への信頼性及び計画そのものへの真実性を毀損します。</p> <p>本計画の前提となる部分ですので、原案を一次資料で検証し、修正されますことを求めます。誤記、誤認も含め、個々の箇所をここで具体的に指摘するのは、字数の都合で控えますが、よろしくご検討願います。</p>
<p>P73-98 P215-228</p>	<p>3) 新町古町地区の歴史的風致の記載内容</p> <p>新町古町の歴史的風致が立脚する『地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動』に関しては、「1 城下町の祭礼等にみる歴史的風致」における『藤崎八幡宮の例大祭』、と「8 「一町一寺」の町の営みにみる歴史的風致」における『北岡神社と白梅天神の伝統行事』に限られています。</p> <p>例えば、1のエリアでは吉田松花堂の民衆薬の製造販売、福田産婦人科の病院経営、2のエリアでは清永本店の生活雑貨販売、出田眼科病院の病院経営などは、この地域に100年以上続く地域固有の人々の営みです。この他、新町古町地区は兵庫屋、安田ふとん店、武蔵屋、古荘本店など、多くのファミリーヒストリーが集積しています。このようなファミリーヒストリーが重層的に集積した都市は『地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動』(P2 歴史的風致の概念図)に根差した地域といえる。一方、味噌醤油、辛子レンコン等の食文化、能をはじめとする伝統芸能、玩具、肥後象嵌等の製造にかかる職人文化も『地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動』といえます。</p> <p>そこで、以下の3点の改善を提案します。</p> <p>①「1 城下町の祭礼等にみる歴史的風致」と「8 「一町一寺」の町の営みにみる歴史的風致」を合併し、新町・古町地区の中にある2つの歴史的風致という記述に改めていただきたい。</p>

	<p>②能楽を『コラム』に取り上げられているが、同様に職人町という営みの代表である『肥後象嵌(光助)』や食文化の代表として『辛子レンコン』を同等の文化として取り上げていただきたい。</p> <p>③近年に新町古町で新しく営業を始めた企業のPS株式会社・塩胡椒・N. H. ピュアリー・器季家・珈琲ギャラリー等は、いずれも築100年の建物を使い続けて、新たな都市の歴史の担い手として活動している。伝統ある家屋を使い続けるという活動も『地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動』と言えるのではないのでしょうか。ぜひ取り上げていただきたい。</p>
<p>P254 P278－P280</p>	<p>4)地域のまちづくり団体のリストアップと支援協力</p> <p>「第5章 文化財の保存又は活用に関する事項 (9)文化財の保存・活用に関わる住民・NPO 法人等各種団体の状況及び今後の体制整備の方針」として、文化財の保存・活用、文化財の調査・発信をしている団体や、無形民俗文化財を保護するために活動している団体と連携して保存・活用を図るため、官民協働により担い手育成の支援や、必要な助言・指導などを継続的に行っていくとあります。</p> <p>そしてその代表的な市民団体や NPO 法人等として、指定文化財の保存継承をしている団体等が挙げられています。これらの保存団体は地元の文化の担い手として本計画において重要な団体です。</p> <p>しかし、当計画の対象としている歴史的建造物を顕彰し利活用を促進することでまちづくりを進めている団体が含まれていません。私たちは保存団体等と連携して実質的にまちづくりを担う市民団体や NPO 法人にも連携の輪を拡げるべきと考えます。</p> <p>私たち NPO 法人熊本まちなみトラストは新町古町地域を中心に「記憶の継承」を掲げて、歴史的建築や町並みの保存を中心にまちづくりの活動を続けてきました。</p> <p>本計画を実際に実行してまちづくりを行なっていく場合、こうした行政と住民の間をつなぎ、支援する団体の協力は不可欠といえます。私たちも含めそのような団体を、本計画の中で明確に位置づけし、リストアップに挙げることで、具体的に今後のまちづくりのために行政とまちづくり団体、あるいはまちづくり団体相互の協力体制を作っていく姿勢を掲げるべきと考えます。</p> <p>そこで、以下の2点の改善を提案します。</p> <p>①P254 の図の左側【法定組織】の下の熊本市歴史まちづくり協議会の下に「歴史的風致維持向上支援法人」を挿入する。</p> <p>②P280 の表「熊本市の文化財の保存活用に関わる代表的な団体一覧」に 名称:NPO 法人熊本まちなみトラスト 活動エリア:市内全域 活動概要:歴史的文化遺産の顕彰、啓発活動、保存・活用支援活動を加える。</p>

※ご意見の記載方法は、資料として設置してある計画(素案)のページ番号とご意見等をご記入ください。

【意見の提出について】 次のいずれかの方法で送付してください。

1. 提出方法

(1) 電子メール toshidesign@city.kumamoto.lg.jp

(2) 郵送 送付先 〒860-8601

 熊本市中央区手取本町1-1

 熊本市都市整備景観課都市デザイン室 行

 ※各施設に設置している意見提出用封筒に入れてお出ください。

(3) ファクス ファクス 番号 096-351-2182

2. 意見の提出期間 令和2年(2020年)1月8日(水)

 ~令和2年(2020年)2月6日(木) ※必着

【問い合わせ、連絡先】

~計画全般に関すること~

熊本市 都市整備景観課都市デザイン室

電話番号 096-328-2538

【問い合わせ、連絡先】

~歴史的風致、文化財等に関すること~

熊本市 文化振興課

電話番号 096-328-2039